

## 今日の話題

### 優遇規定延長

中国進出ブームに沸いた2000年代初頭から早20年余り、当時は100～200円もだせば居酒屋で飲み食いもできたが、今や日本より中国の物価のほうが高くなっている。例えばマクドナルドの場合、中国のビックマックが約400円(22.4元×18円)、日本は390円だそう、中国現地の滞在費用もばかにならなくなった。そのような中、2022年度より外国人駐在員の中国個人所得税が事実上増税となってしまうのである。これは2018年の中国個人所得税法改正において、従来容認されていた優遇規定の経過期間が2021年12月末をもって切れるために起こるものである。

今回期限が切れる優遇規定の詳細は各種専門記事にゆだねるとして、その中で大きな影響があるのが住宅手当だと思ふ。従来は外国人駐在員が現地に

居住するマンション代は全額控除が容認されていたが、今後は1500元/月(上海市の場合)までしか控除できなくなる。マンション家賃相場は住む場所やグレードによってももちろん差があるが、不動産価格の高い上海エリアだとそれなりの金額になる。ちょうど新年から上海駐在を開始するという駐在員(単身)にマンション代を聞いたところ1万8000元/月だという。この方の場合、1万8000元－1500元＝1万6500元(約30万円)の課税所得が「毎月」アップしてしまう。これは結構な増税だ。

と、ここまで執筆していた中、2021年12月30日の中国 CCTV にて、国务院常务会议で李克強総理が優遇規定の延長を支持するというニュースが流れてきた。え?とと思っていたところ、翌12月31日には2023年末まで優遇規定を延長するという税務総局の通達が出た。理由は納税人負担の軽減とのこと。本件の対象者はもちろん外国人である。つまり中国当局も外国人駐在員の懐が寂しいことをよくご理解いただいているようで何よりである。しかし今年も中国に振り回される1年になりそうな予感がする。

(金本勲相 BP アジアコンサルティング代表・公認会計士)